

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 福島県人事委員会
職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 一
- 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 二
- 職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則 三
- 職員の再任用に関する規則の一部を改正する規則 三
- 福島県市町村立学校職員の再任用に関する規則の一部を改正する規則 三
- 職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 三
- 口頭により開示請求を行うことができる個人情報等を定める件の一部を改正する件 四

福島県人事委員会

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

福島県人事委員会

委員長 今野 順 夫

福島県人事委員会規則第二号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二知事の事務部局の部本庁機関の項中「空港利活用担当課長」を「空港利活用担当課長」に改め、同表警察の部警察本部の項中「理事官」を「統括参事官」に、「次席」に改め、同表警察の部警察本部の項中「統括参事官」に、「次席（課長相当職の職に限る。）」を「次席（課長相当職の職に限る。）」に改める。

「次席（課長相当職の職に限る。）」

席（課長相当職の職に限る。）を「科学捜査研究所副所長（課長相当職の職に限る。）」に改める。

「広域捜査官」を「広域捜査官 検視官室長」に、「検視官」を「検視官 資料鑑識官」に改め、同部警察署の項中「刑事官」を「刑事官 会計官」に改める。

別表第八の三中「福島県警察本部交通部運転免許課分駐所」を「福島県警察郡山運転免許センター」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年三月二十七日から施行する。ただし、別表第二知事の事務部局の部本庁機関の項の改正規定、同表警察の部警察本部の項の改正規定（「検視官」を「検視官 資料鑑識官」に改める部分に限る。）及び同部警察署の項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

（採用給与課）

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十六年三月二十五日

福島県人事委員会

委員長 今野 順 夫

福島県人事委員会規則第三号

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

第一条 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

「小野町立浮金中学校

別表第四の五中

小野町立小野新町学校給食センター」を「小野町立浮金中学校」

小野町立浮金小中学校給食センター」

第二条 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第二いわき市の項中
いわき市立田人第一小学校荷路夫分校
いわき市立貝泊小学校
いわき市立貝泊中学校
いわき市立桶売小学校

三 級

二級	
----	--

を「いわき市立桶売小学校

「いわき市立三阪中学校

いわき市立田人第二小学校

二級」に、いわき市立田人第二小学校南大平分校 を「いわき市立三阪中学校」

いわき市立石住小学校

いわき市立石住中学校

に、「いわき市立田人第一小学校」を「いわき市立田人小学校」に改める。

別表第四の五中

「小野町立浮金小学校

を「小野町立浮金小学校」に改める。

附 則

この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十六年四月一日から施行する。

(採用給与課)

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫

福島県人事委員会規則第四号

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用試験に関する規則(昭和五十七年福島県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第二福島県職員(高校卒程度)採用候補者試験の項中

農 業 土 木	主と 技術 業 職	林 業	主と 又 務に	土 木	主と 又 務に
------------	-----------------	-----	---------------	-----	---------------

して農業土木に関する知識、又はその他の能力を必要とするに従事することを職務とする

して林業に関する知識、技術その他の能力を必要とする業に従事することを職務とする

して土木に関する知識、技術その他の能力を必要とする業に従事することを職務とする

技術
業 職

に改め、同表第二福島県警察官採用候補者試験の項を次のように改める。

福島県警察官採用候補者試験	警察官A(男性) ・一般)	警察官A(女性) ・一般)	警察官B(男性) ・一般)	警察官B(女性) ・一般)	犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たるところを職務とする職	教養試験(多肢選択式) 論文試験(警察官A(男性) ・一般)及び警察官A(女性) ・一般)に限る。) 作文試験(警察官B(男性) ・一般)及び警察官B(女性) ・一般)に限る。) 身体検査(測定方式) 身体検査(持参方式)
---------------	------------------	------------------	------------------	------------------	--	---

を

土 木	主として土木に関する知識、又はその他の能力を必要とするに従事することを職務とする
-----	--

口述試験
適性検査
体力検査
資格調査

別表第二備考中三を削り、四を三とし、五を四とし、六を五とし、七を六とし、八を七とし、九を八とし、十を九とし、十一を十とする。

別表第三福島県警察官採用候補者試験の項第一号中「警察官B（男性・一般）、警察官B（女性・一般）、警察官B（男性・柔道）及び警察官B（男性・剣道）以外のもの」を「警察官A（男性・一般）及び警察官A（女性・一般）」に改め、同項第二号中「警察官B（女性・一般）、警察官B（男性・柔道）及び警察官B（男性・剣道）」を「及び警察官B（女性・一般）」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（採用給与課）

職員の再任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

福島県人事委員会

委員長 今野 順夫

福島県人事委員会規則第五号

職員の再任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の再任用に関する規則（平成十三年福島県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「五月末日」を「六月末日」に、「前年度」を「前年の五月一日以後の一年間」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 平成二十六年六月末日までの報告に係る改正後の職員の再任用に関する規則第六条の適用については、同条中「前年の五月一日以後の一年間」とあるのは、「平成二十五年四月一日から平成二十六年四月三十日までの期間」とする。

（採用給与課）

福島県市町村立学校職員の再任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

福島県人事委員会

委員長 今野 順夫

福島県人事委員会規則第六号

福島県市町村立学校職員の再任用に関する規則の一部を改正する規則

福島県市町村立学校職員の再任用に関する規則（平成十三年福島県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「五月末日」を「六月末日」に、「前年度」を「前年の五月一日以後の一年間」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 平成二十六年六月末日までの報告に係る改正後の福島県市町村立学校職員の再任用に関する規則第六条の適用については、同条中「前年の五月一日以後の一年間」とあるのは、「平成二十五年四月一日から平成二十六年四月三十日までの期間」とする。

（採用給与課）

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

福島県人事委員会

委員長 今野 順夫

福島県人事委員会規則第七号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成十三年福島県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「及び第三号」を削り、同項第一号中「第八条第二項第二号」を「第八条第一項第二号」に改め、同項第二号中「千五百円」を「千六百円」に改める。

附則第五項及び第六項を削り、附則第七項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を附則第五項とし、附則第八項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を附則第六項とし、附則第九項を附則第七項とし、附則第十項中「第八項第五号」を「第六項第五号」に改め、同項を附則第八項とし、附則第十一项中「第八項各号」を「第六項各号」に改め、同項を附則第九項とし、附則第十二項各号列記以外の部分中「第四項」を「第三項」に改め、同項を附則第十項とし、附則第十三項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を附則第十一項とし、附則第十四項中「第八項各号」を「第六項各号」に改め、同項を附則第十二項とし、附則第十五項中「第十項」を「第八項」に改め、同項を附則第十三項とし、附則第十六項及び第十七項を附則第十四項とし、附則第十七項中「第十三項各号」を「第十一項各号」に改め、同項を附則第十五項とし、附則第十八項を附則第十六項とする。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（採用給与課）

福島県人事委員会告示第一号

口頭により開示請求を行うことができる個人情報等を定める件（平成十八年福島県人事委員会告示第二号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月以降に合格者を発表する試験から適用する。

平成二十六年三月二十五日

福島県人事委員会

委員長 今野 順 夫

一の表中

農業土木
林業
土木

を「土木」に、

警察官A

一 第一次試験

ア 教養試験、
試験及び論文
の得点及び適

専門試験

を

警察官A

一 第一次試験

ア 教養試験及び
文試験の得点及
び適否

に、

警察官B

一 第一次試

ア 教養試
験及び
の得点及

試験、専門
作文試験
及び適否

を

警察官B

一 第一次試験

ア 教養試験及び
文試験の得点及
び適否

に改める。

（採用給与課）